

特別対策

東海地震に関する緊急対策

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割

【主担当部】：総務部

第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

本市は東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定されており、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策にかかる措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

■ 共通事項等

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

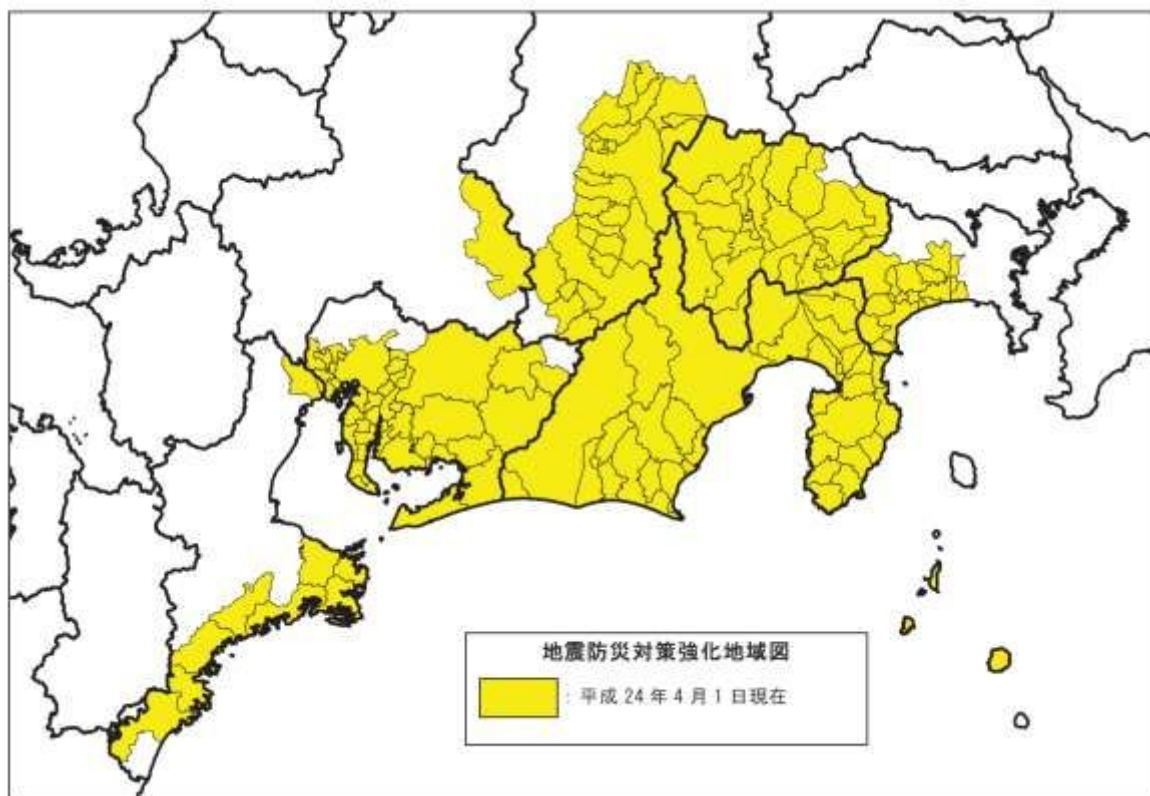
1 基本的な考え方

- (1) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- (2) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市、県、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第3部 発災後対策」により対処する。
- (5) 市、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。

2 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大震法第3条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の市や県、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助を行うことなどが規定されている。



【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】

鳥羽市、伊勢市、桑名市、尾鷲市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

3 東海地震に関連する情報

東海地震で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとるものとする。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

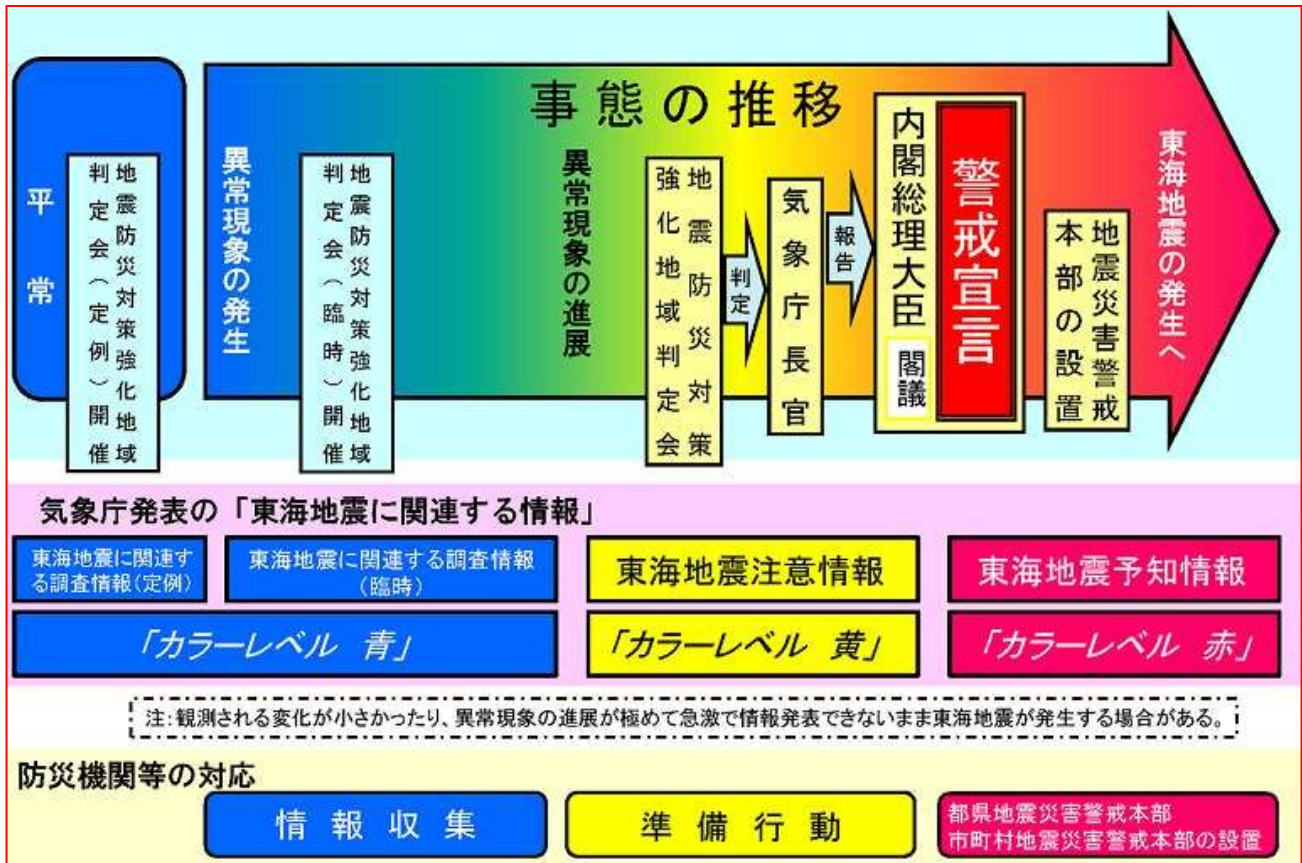
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル 青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル 青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。



（気象庁ホームページより）

第3項 東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 県

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項

- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 鳥羽警察署

- (1) 各種情報の発表内容、その他の関連情報の収集、確認
- (2) 避難対策
- (3) 交通対策
- (4) 広報活動
- (5) 社会的混乱と混乱に乗じた犯罪の発生抑止のための警戒警備対策
- (6) 発災時において迅速かつ確に初動措置を講じるために必要な警察措置を実施
- (7) 鳥羽市及び防災関係機関との連携
- (8) その他必要な警察活動に関する事項

4 指定地方行政機関

(1) 東海農政局津地域センター

- ア 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
- イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む）
- ウ 農業関係金融機関に対する指導
- エ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

(2) 鳥羽海上保安部

- ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
- イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
- ウ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
- エ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保
- オ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
- カ 海運事業者の応急措置の実施指導

(3) 津地方気象台

- ア 東海地震に関連する情報等の通報
- イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話（株）三重支店・（株）ドコモCS東海三重支店

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確・迅速な収集と連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) KDDI（株）中部総支社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確・迅速な収集と連絡
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) ソフトバンク（株）

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確・迅速な収集、連絡
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- ウ 災害応急対策用資機材と人員の配備

(4) 日本赤十字社三重県支部

- ア 医療救護班の派遣準備
- イ 血液製剤の確保及び供給の準備
- ウ 救護物資の配布準備

(5) 日本放送協会津放送局

- ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
- イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置
- ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
- エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会混乱防止のための周知
- オ 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(6) 東海旅客鉄道（株）三重支店

- ア 警戒宣言発令情報の伝達
- イ 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
- エ 強化地域への列車の進入禁止措置
- オ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(7) 中部電力パワーグリッド（株）三重支社

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(8) 日本郵便（株）

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止
- ウ 上記②により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示
- エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施

6 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会志摩医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会に準拠

(3) 三重交通（株）（鳥羽市営路線バス）

ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報

イ 乗客の避難、救護

ウ 車両の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(4) 三重県トラック協会

ア 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

イ 災害時における救助物資の輸送協力

(5) 近畿日本鉄道（株）

ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

イ 旅客の避難、救護

ウ 列車の運転規制

エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(6) 三重県LPGガス協会鳥羽支部

ア 供給設備及び工場設備の災害予防

イ 需要家に対する災害予防広報

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、次の業務を機関ごとに行う。

(1) 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

(2) 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

ア 産業経済団体（鳥羽商工会議所、伊勢農業協同組合鳥羽支店、鳥羽磯部漁業協同組合各支所、鳥羽市水道組合、鳥羽市環境協会及び旅館組合等）

イ 文化・厚生・社会団体（鳥羽市社会福祉協議会、鳥羽市自治会連合会等）

ウ 危険物施設等の管理者

エ 各港湾施設の管理機関

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

【主担当部】：総務部

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
- 警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、市警戒本部を設置し活動体制を整備する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 市警戒本部の概要

市は、警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部を設置して地震防災応急対策活動を行う。

(1) 市警戒本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - (ア) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - (ウ) 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難の指示又は警戒区域の設定
- エ 消防職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の安全確保
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災応急対策上の措置

(2) 消防機関の所掌事務

- ア 消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 警戒区域内の市民への避難指示等の伝達
 - (エ) 出火防止のための広報
- イ 消防団は、消防本部、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 火気使用の自粛を市民へ伝達するためのパトロールの実施
 - (エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）

- (オ) 市民の避難誘導
- (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
- (ク) 救助用資機材の確保準備
- (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置

【主担当部】：総務部

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、市民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。
- 警戒宣言が発せられた場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 予想される混乱に対する対策

予想される下記の混乱に対して対策を講じる。

- (1) 地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻輳
- (4) 避難に伴う混乱
- (5) 道路交通の混乱
- (6) 旅行者等の混乱

2 市の実施事項

- (1) 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。
- (2) 状況に応じ、市警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

■市民が実施する対策

1 家庭における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、市民は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること
- (3) 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の市民等は、指定された避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 危険が予想される地域以外の市民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること
- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること
- (7) 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと

- (8) 身軽で安全な服装に着替えること
- (9) 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること
- (10) 万一の時は脱出口を確保すること
- (11) 自主防災組織は、市民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること

2 職場における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、市民は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること
- (4) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (5) 消防計画、予防規程などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること
- (6) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること
- (7) 重要書類等の非常持出品を確認すること
- (8) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (9) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること
- (10) 事業所内の情報共有体制を確立すること
- (11) 近くの職場同士で協力し合うこと
- (12) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じること
- (13) 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること

3 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜鳥羽警察の対策＞

1 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

(1) 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、鳥羽警察署に署長を長とする「鳥羽警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

(2) 警備部隊の編成

県警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

2 警戒警備活動重点

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 市民等への情報伝達活動
- (3) 社会秩序の維持
- (4) 交通対策
- (5) 鳥羽市等関係機関との連帯
- (6) 警察施設等の点検及び整備
- (7) その他必要な措置

＜国の対策＞

1 消費者庁等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしてしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視する。

2 東海財務局津財務事務所が実施する金融上の諸措置

(1) 民間金融機関に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。
- (イ) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等名を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(2) 保険会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には営業所等における営業を停止すること

(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業の開始又は再開は行わないこと。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(3) 証券会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における業務を停止すること。

(イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わないこと。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。

<日本郵便(株)の対策>

1 日本郵便(株)の講じる措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

イ 上記アにより業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻る。

- エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

第3節 避難の指示等及び避難地の確保

【主担当部】：総務部、消防部

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する情報等を市民・観光客等に対する広報及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達する。
- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

以下により、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

- (1) 県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実に行う。
- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに防災行政無線、とばメール等を用いて、市民等に確実に伝達する。
- (3) 東海地震予知情報等は、防災行政無線、とばメール、広報車、町内会等を通じての個別連絡等により市民等に周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の指示又は警戒区域の設定
- (7) 消防職員・団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等
- (9) 強化地域外の生活関連状況
- (10) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (11) 応急計画を作成しない事業所及び市民がとるべき措置
- (12) 混乱防止のための対応措置
- (13) 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (14) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (15) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 市の地震防災応急対策の実施状況

4 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 市が、地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の市民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 「避難対象地区」の市民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の市民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- (3) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮する。
- (4) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。
- (5) その他の市民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。
- (6) 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対して、要請を行うことができる。

5 避難のための指示

(1) 避難指示の基準

市長は、「避難指示」を発令することを基準とする。

(2) 避難指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難指示を発令し、防災行政無線、とばメール、広報車等により避難対象地区の市民等に伝達する。

また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について、組織を通じて協力を要請する。

なお、市は、必要に応じ避難指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

市（消防団を含む）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区の市民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 山間部及び半島部など、最小限の車両による避難が行われる地域及び対象者、手方法等

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所・避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ 避難する時期

ク 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前項5の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

7 避難状況の報告

市は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の②に関する報告を求めない。

(1) 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

- ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む）
- イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ウ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

- ア 避難地名
- イ 避難者数
- ウ 必要な救助・保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

また、市は、避難状況について県へ報告する。

8 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

- ア 津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。
- イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
- ウ 本市の避難地予定地を旧小浜小学校グラウンド、あおぞら保育所グラウンド、城山公園、安楽島小学校グラウンド、鳥羽高校校庭、鳥羽東中学校グラウンド、加茂中学校グラウンド、神明神社境内、旧国崎小学校グラウンド、鏡浦小学校グラウンド、宮山、天神山ゲートボール場、つばき公園、神島保育所グラウンド、旧坂手小学校グラウンドとする。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

- ア 避難地は、原則的に市、避難地の学校等施設の管理者、避難者（市民）の三者が協力して運営する。
- イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。
- ウ 避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。
- エ 避難者（市民）は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- オ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。
- カ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーなどの派遣、車椅子等の貸与を市社会福祉協議会や福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<日本放送協会の対策>

1 報道機関の情報伝達

(1) 地震予知情報等の放送

地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

ア 東海地震注意情報の臨時ニュースはテレビとラジオを通して全国放送する。

イ 警戒宣言が発せられた時はテレビとラジオで速やかに緊急警報放送を開始する。

<鳥羽海上保安部の対策>

1 海上における避難対策

警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難勧告等を行う。

<その他の防災関係機関の対策>

1 避難計画の作成

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、市民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に立った避難地運営に努めること。

第4節 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

【主担当部】：教育部、健康福祉部

第1項 計画目標

○東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の児童・生徒等の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

第2項 対 策

■市が実施する対策

1 児童・生徒等の安全対策

児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- (1) 児童・生徒等が、在校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、授業・部活等を中止し、一時避難させる。安全が確認でき次第、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらい、引き渡しを行うことを原則とする。
- (2) 児童・生徒等が、登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、最寄りの高台や避難地に避難する。
- (3) 児童・生徒等が、在宅中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、休校として、児童・生徒等は登校させない。

学校・保育所等においては、上記の原則をふまえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の学校・保育所等における対応の方法については、児童・生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動

【主担当部】：消防部

第1項 計画目標

○東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、消防部は各規定（警防・救助・救急）に基づき出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- (1) 消防部、消防団を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生防止、初期消火についての予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。
- (11) 活動において特殊機器を要する場合には、関係機関及び民間企業に対し協力要請を行う。

第6節 医療・救護活動体制の確保

【主担当部】：健康福祉部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対 策

■市が実施する対策

以下により、医療・救護活動体制を確保する。

- 1 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- 2 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- 3 要救護者の搬送準備を行う。
- 4 市民等に対し救護所の周知を図る。
- 5 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを市民に対して周知させる。

第7節 緊急輸送体制の確保

【主担当部】：総務部、市民部、定期船部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

■市が実施する対策

- 1 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- 3 緊急輸送の対象となる人員、物資等は、以下のとおりとする。
 - (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
 - (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
 - (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を実施
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

■その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。
市及び防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

第8節 水防活動

【主担当部】消防部

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行う。

第2項 対 策

■市が実施する対策 _____

1 水門、堰堤等の操作

警戒宣言が発せられた場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整える。

2 危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施する。

第9節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部】：建設部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第2項 対 策

■市が実施する対策

1 道路交通対策

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、町内会等との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 交通規制計画

市公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

ア 強化地域内への一般車両の流入制限

隣接市境の主要道路においては市内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、強化地域外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 強化地域内における車両の走行抑制

強化地域内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路（国道42号）において、必要な交通規制を実施する。

エ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

オ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限す

るなど、緊急交通路の確保にあたる。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

- (ア) 警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- (イ) 事前届出の受付は、鳥羽警察署交通課において行う。

イ 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発せられた際、事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

エ 確認等機関

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部交通規制課、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに三重県防災対策部において行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)の対策＞

1 東海地震注意情報時

(1) 列車の運転取扱い

- ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

2 警戒宣言発令時

(1) 列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

- ア 強化地域への列車の進入を禁止する。
- イ 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客の待機、救護等

- ア 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- イ 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

＜近畿日本鉄道(株)の対策＞

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

(1) 列車の運行

- ア 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。
- ウ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、津波、落石等に考慮し原則として最寄りの駅まで定められた速度で運転し、以後で運転を休止する。
- エ 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、非常本部長列車の運行を再開する。

(2) 旅客の案内等

- ア 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

＜その他の鉄道事業者の対策＞

近畿日本鉄道事業者の実施する対策に準じる。

＜三重交通(株)の対策＞

以下により、緊急輸送機能を確保する。

- 1 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- 2 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。
- 3 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。
- 4 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。
- 5 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

＜その他の一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

三重交通(株)の対策に準ずる。

＜鳥羽海上保安部、漁港管理者の対策＞

1 海上交通の確保対策

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、鳥羽海上保安部及び港湾管理者は海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

(1) 海上、港湾

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。

イ 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行う。

(2) 漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当部】：総務部、消防部

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。
- 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 受援・応援体制の整備

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第5節 広域的な受援・応援体制の整備（P3-50）」に準じ、受援・応援体制を整備する。

2 応援部隊等の受入

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。

広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第11節 ライフライン施設の安全対策

【主担当部】：水道部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

- (1) 水道事業管理者は、市民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、必要とされる水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。
施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表市又は県等の応援を要請する。
- (2) 水道事業管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 電気の供給（電気事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

東海地震注意情報が発表されたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部等の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

イ また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

東海地震注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保

西日本電信電話(株)は、警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び強化地域内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

(1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 利用者に協力を要請する事項

エ その他必要とする事項

第12節 公共土木施設等の安全対策

【主担当部】：建設部、農林水産部

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検のうえ、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、公共土木施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において、地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を、パトロールカー等により、道路利用者に対して行う。

イ 緊急応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材・人員等の配備手配を行う。

ウ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を、迅速に行える体制を整える。

エ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 河川、海岸、漁港等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、直ちに所管する河川・海岸・漁港及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門・樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

(3) 砂防・地すべり・急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒態勢を整えるよう努める。

(4) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

第13節 危険物施設の安全対策

【主担当部】消防部

第1項 計画目標

○大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設の災害発生防止措置

「第3部 第6章 第2節 危険物施設の保全(P3-118)」に準じ、危険物施設の二次災害防止措置を講じる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設

「第3部 第6章 第2節 危険物施設の保全(P3-118)」に準じ、危険物施設の二次災害防止措置を講じる。

2 海上の危険物対策

「第3部 第6章 第2節 危険物施設の保全(P3-118)」に準じ、危険物施設の二次災害防止措置を講じる。

第14節 救援物資等の確保

【主担当部】：総務部、市民部、健康福祉部、水道部

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から市民等が自助努力によって確保することを基本とし、市又は県の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

■市が実施する対策

- 1 津波、山・崖崩れ等危険予想地域の市民で非常時持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- 2 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- 3 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- 4 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- 5 市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 6 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、「第3部 第5章 第3節 給水活動（P3-109）」に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- 7 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- 8 応急復旧体制の準備を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 日本赤十字社三重県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、三重県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

鳥羽市 地域防災計画

鳥羽市防災会議

(鳥羽市 総務課 防災危機管理室)

〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1

TEL 0599-25-1118

FAX 0599-25-1138

Mail bosai@city.toba.lg.jp

鳥羽市ホームページ <https://www.city.toba.mie.jp>

